

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28 年－ 23 (28. 9. 12)	警 察	<p><b>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例における現行の16歳未満の年少者に係るゲームセンターへの立ち入り制限の維持について</b></p> <p>▶陳情理由  当該条例に対し、陳情 28 年 10 号として「保護者同伴の 16 歳未満の年少者のゲームセンターへの立入制限時間を現行の午後 6 時から午後 10 時に緩和すること」という趣旨の条例改正の陳情書が提出され、研究留保と決定された。その後の議会閉会中もこの件についての継続審査及び調査を継続されてきたものと思われるが、子どもの教育に携わっている我々としては、本条例の改変に非常に危機感を持っている。</p> <p>現行の条例下にあつては、学校・家庭・地域そして警察が「午後 6 時以降は保護者同伴であってもゲームセンターへ立ち入ってはならない」という基準で一致協力し、県内小中学校の児童・生徒約 45,000 人、186 校の保護者へ向けた啓発・指導を従来より継続してきており、青少年の健全育成において大きな成果を挙げている。</p> <p>しかし、この改変が実現した場合、保護者、児童・生徒の立場からすれば、午後 6 時以降も入場可能となる事実上の規制緩和と解釈できるため、保護者同伴であれば午後 10 時までゲームセンターへの入場ができると認識されることとなり、改変後の条例を根拠に午後 10 時までゲームセンターに居座る保護者・子どもが出てくることが予測され、危惧の念を抱かざるを得ない。</p> <p>特に配慮いただきたいことは、現在実施している各小中学校のルールや約束事、生活の心得や生徒指導などは、実質的には現行の条例の上に成り立っているということ、加えて、鳥取県青少年健全育成条例、中でも第 7 条第 1 項第 5 号を鑑みた場合、先の陳情による改変をすることが果たして青少年の健全な育成に関して適切な改変となるのか、しっかりと審議していただきたいと考える。</p> <p>青少年が加害者、被害者になる痛ましい事件が県内外で起き</p>	<p>鳥取県 P T A 協議会  会長 大 呂 延 幸</p> <p>外 2 団体</p>

ている。その大きな原因は大人（保護者）が責任を持って子どもを十分に看護できていないことにある。特に、昨年8月に起きた寝屋川中1殺人事件が象徴するように、深夜に及ぶ青少年の徘徊を許している社会の状況は、非常に憂慮すべき事態であると言わざるを得ない。保護者が幼少期の子どもをゲームセンターへ連れて行き深夜に及ぶまで共に遊興している状態が、どれほどに子どもの心身の成長を阻害し後に悪影響を残すか想像に難くない。

子どもの教育に直接携わっている者の代表として、私たちは、多くの大人が目で青少年の成長をしっかりと見守ることのできる鳥取県でありたいと衷心より願うものである。そして、子どもたちの健全な成長が様々な立場の大人の力によって日々守られるように、いかなる例外規定をも設けず、現行条例を堅持していただくよう、お願い申し上げる次第である。

▶**陳情趣旨**

平成27年6月24日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、鳥取県議会において「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の一部改正について検討された結果、鳥取県では青少年の健全育成の立場から現行どおり「ゲームセンター等への年少者の立入りの制限」を堅持していただき感謝している。

については、今後も「16歳未満の年少者については午後6時以後の立入りを制限し、保護者同伴であっても営業所に客として立入らせてはならない」という旨の現状の条例を固守し、鳥取県の子どもたちの健全育成に何卒ご協力をいただくようお願い申し上げます。